

平成十年大蔵省令第三十号

外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券等の様式を定める省令  
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）の施行に伴い、  
及び外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八条第二項の規定を実施  
するため、外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令を次のよ  
うに定める。

次の各号に掲げる法律の規定に規定する立入検査又は質問を行う職員を指示する証券又は証  
明書の様式を次のように定める。

- 一 外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項
- 二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二百一条第一項

（国際局用）

表面

- 1 本証は、外国為替及び外国貿易法及び資金決済に関する法律の規定に基づく検査の際  
は必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸し、又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、盗損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再  
交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考）用紙は、日本産業規格JIS、64×91mmとする。

第 号

身 分 証 明 書

官 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

交 付 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項  
に規定する証券等の様式を定める省令各号に掲げる法律に  
係る立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

財務省国際局長 印

写 真

印  
又は  
刻印

表面

（財務局又は福岡財務支局用）

第 号

身 分 証 明 書

官 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

交 付 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項  
に規定する証券等の様式を定める省令各号に掲げる法律に  
係る立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

財務局長又は福岡財務支局長 印

写 真

印  
又は  
刻印

## 裏面

- 1 本証は、外国為替及び外国貿易法及び資金決済に関する法律の規定に基づく検査の際は必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

(備考) 用紙は、日本産業規格B8、64×91mmとする。

## 附則抄

1 この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

2 外国為替及び外国貿易管理法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令（昭和三十三年大蔵省令第六十三号）は、廃止する。

附則（平成一〇年六月一八日大蔵省令第九七号）抄

(施行期日)

1 この省令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

附則（平成一二年八月二二日大蔵省令第六九号）抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和元年六月二四日財務省令第九号）

(施行期日)

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和五年五月二六日財務省令第四〇号）

(施行期日)

1 この省令は、令和五年六月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。